

平成30年12月28日

平川市告示第161号

平川市の後援等の基準及び手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平川市が後援、協賛及び共催（以下「後援等」という。）を行う事業の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 事業の趣旨に賛同し、後援の名義使用を認めることをいう。
- (2) 協賛 事業の趣旨に賛同し、物品等の提供を行うことをいう。
- (3) 共催 事業の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。

(承認の基準)

第3条 平川市が、後援等の承認を行う場合の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の主催者が、次のいずれかに該当するもので、組織、資金等に関して事業の遂行能力が十分であると認められること。
 - ア 国、地方公共団体又はこれに準ずるもの
 - イ 文化、スポーツ団体、学術研究機関、報道機関、産業・経済団体及びその他の団体で、当該団体の設立目的、活動状況等が公共性又は公益性を有しているもの
 - ウ その他市長が特に適当と認めるもの

(2) 事業の内容等が、公共性又は公益性を有し、市民生活及び福祉の向上並びに産業、教育、文化、芸術、スポーツ等の振興に寄与すると認められること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ア 個人が主催するもの
- イ 営利を目的とするもの
- ウ 政治的又は宗教的目的を持つもの
- エ 特定の思想、流派又は系列に偏るもの
- オ 主催者の構成員の親睦を目的とするもの
- カ その他市長が不相当と認めるもの

(承認申請)

第4条 後援等の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、後援等承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業開催日の10日前までに市長へ申請しなければならない。

- (1) 申請者の身元又は組織の概要を明らかにする書類
- (2) 事業計画書、実施要綱、プログラム案、ポスター案等事業目的及び事業の内容がわかる書類
- (3) 入場料、参加料、協賛金等を徴収する場合は、収支予算書
- (4) 前号の場合において、開催実績があるときは、前回の収支決算書
- (5) 開催実績がある場合は、前回の開催状況がわかる書類
- (6) その他の事業に関する資料で市長が必要と認めるもの

2 賞状交付の許可をあわせて受けようとするものは、その旨を後援等承認申請書に記載し、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業の主催者が作成した賞状又は賞状の文案
- (2) 当該事業で交付する賞のリスト、審査方法について記載した書類

(承認の決定)

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を精査し、その承認の可否を決定するものとする。

2 市長は、後援等を承認すると決定したときは後援等承認決定通知書（様式第2号）により、承認しないと決定したときは後援等不承認決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による後援等の承認に関し必要な条件を付することができる。

（内容の変更）

第6条 後援等の承認を受けた申請者（以下「後援等事業実施者」という。）が、承認を受けた事業の内容等を変更しようとするときは、変更の内容等について記載した後援等承認申請変更届書（様式第4号）を速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第7条 市長は、後援等の承認を受けた事業が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その是正を求め、又はその承認を取り消すことができる。

（1）申請の内容に虚偽があったとき。

（2）事業内容等の変更により、第3条に規定する承認基準を逸脱するものとなったとき。

（3）承認の条件に違反したとき。

（4）その他承認することが不相当であると認められるに至ったとき。

2 前項の規定により、後援等の承認を取り消された場合において、後援等事業実施者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。